



- 1. 福岡県の最低賃金が992円に(令和6年10月5日~)
- 2. 長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果
- 3. 令和5年労働安全衛生調査(実態調査)の結果について
- 4. 令和5年4月標準生計費が公表されました
- 5. 社員研修にともなう営業時間変更のお知らせ

## 1. 福岡県の最低賃金が992円に(令和6年10月5日~)

令和6年10月5日から福岡県の地域別最低賃金が 1 時間992円に改定されます。(例:15日締めの場合、9月16日~10月4日の賃金は1時間当たり941円以上、10月5日~10月15日の賃金は1時間当たり992円以上となります。) 引上げ額は、前年比51円となりました。

最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者(派遣先の地域の最低賃金を適用)等すべての労働者に適用されます。最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、臨時の賃金は算入されません。月給制の場合は、除外されるこれらの手当を控除した月給金額を1か月平均の所定労働時間で除した金額を時間額(992円)と比較して、低い場合は992円以上にする必要があります。なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

産業	特定最低賃金	効力発生日		
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,053円	<u> </u>		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,019円			
輸送用機械器具製造業	1,029円	- 令和 5 年 12 月 10 日		
自動車(新車)小売業	1,028円			
百貨店, 総合スーパー	992 円	令和6年10月5日		

# 2. 長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果

厚生労働省では、この度、令和5年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施 した監督指導の結果を取りまとめ公表しました。

【令和5年4月から令和6年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場: 26, 117 事業場
- (2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - 1. 違法な時間外労働があったもの: 11,610 事業場(44.5%)
    - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
    - 月 80 時間を超えるもの: 5,675 事業場(48.9%)
    - うち、月 100 時間を超えるもの: 3,417 事業場(29.4%)
    - うち、月 150 時間を超えるもの: 737 事業場(6.3%)
    - うち、月200時間を超えるもの:35事業場(0.3%)
  - 2. 賃金不払い残業があったもの:1,821 事業場(7.0%)
  - 3. 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 5,848 事業場(22.4%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
  - 1. 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの: 12,944 事業場(49.6%)
  - 2. 労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 4.461(17.1%)

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。長時間労働は過労死・過労自殺の主な原因の一つとされており、労災と認定されるリスクがあります。また残業代等の割増賃金の不払いは企業にとってリスクの高いものであり、今まで以上に徹底した労務管理が求められます。

## 3. 令和5年労働安全衛生調査(実態調査)の結果について

厚生労働省から「令和5年労働安全衛生調査(実態調査)」の結果が公表されました。この調査は、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料および労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的として調査が行われているものです。令和5年は事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について調査が行われています。

### (1)メンタルヘルス不調による休業者等

過去 1 年(2022 年 11 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日)にメンタルヘルス不調により連続  $1 \, \tau$  月以上休業 した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は 13.5%(前年調査 13.3%)となっています。この うち連続  $1 \, \tau$  月以上休業した労働者がいた事業所の割合は 10.4%(前年調査 10.6%)、退職した労働者がいた事業所の割合は 6.4%(前年調査 5.9%)でした。

#### (2) メンタルヘルス対策への取組状況

1,000 人以上	100.0%
500~999 人	99.5%
300~499 人	99.8%
100~299 人	96.6%
50~99 人	87. 4%
30~49 人	71.8%
10~29 人	56.6%

### (3) ストレスチェック結果の活用状況

ストレスチェックを実施した事業所のうち、集団結果(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は 69.2%(前年調査 72.2%)で、その中で、分析結果を活用した事業所の割合は 78.0%(前年調査 80.2%)となりました。

### 4. 令和6年4月標準生計費が公表されました。

人事院より、令和6年4月の標準生計費が公表されました。標準生計費とは、人事院が毎年国家公務員の給与勧告を行う際に、参考資料として算定するもので、標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したものです。(こちらの生計費は全国版です。なお、福岡県版は現在公表されておりません。)

単位:円

世帯人員	1人	2 人	3人	4人	5人
食料費	32, 960	41, 900	54, 450	67, 010	79, 570
	(33, 220)	(33, 500)	(52, 750)	(72, 000)	(91, 240)
住居関係費	45, 350	50, 820	46, 850	42, 880	38, 910
	(46, 640)	(49, 610)	(45, 080)	(40, 550)	(36, 020)
被覆・履物費	5, 970	5, 580	8, 510	11, 450	14, 390
	(5, 760)	(3, 920)	(6, 340)	(8, 760)	(11, 180)
雑費I	24, 220	33, 210	50, 890	68, 590	86, 280
	(24, 830)	(25, 830)	(49, 460)	(73, 090)	(96, 720)
雑費Ⅱ	10, 610	19, 130	24, 040	28, 960	33, 870
	(10, 460)	(12, 220)	(16, 990)	(21, 770)	(26, 540)
計	119, 110	150, 640	184, 740	218, 890	253, 020
	(120, 910)	(125, 080)	(170, 620)	(216, 170)	(261, 700)

※()内は令和5年4月の標準生計費

※雑費 I:保健医療、交通・通信、教養娯楽

※雑費Ⅱ:その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

## 5. 社員研修にともなう営業時間変更のお知らせ

社員研修のため、**令和6年10月4日(金)の営業は「15:00」で終了させていただきます。** ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。